

第9次 神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画 骨子（案）

1 改定の趣旨

本会では、令和3年度から、神奈川県社協活動推進計画（令和3～5年度）により事業を推進していますが、令和5年度末で現行計画期間が終了します。

国・県等の制度・施策の動向、会員等の福祉関係団体との政策提言活動、県社会福祉協議会の機能を踏まえ、県全体の地域福祉の向上にむけて事業を推進することを趣旨として、第9次活動推進計画を策定します。

2 地域福祉をめぐる状況

本県では、2022年の合計特殊出生率が過去最低の1.17となり、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えようとしています。また、一世帯当たりの人員が、1990年の2.8人から、2020年には2.15人まで減少し、さらには、単独世帯の割合が世帯総数の4割を占め、そのうち高齢者の単独世帯においては2000年からの20年で2.75倍にまで増加しています。

このように、本県における地域福祉を取り巻く状況には、人口の変遷や縮小する家族や世帯の状況を背景として、多様化、複雑化した地域生活課題が顕在化しています。

3 計画の性格

本県における地域福祉の推進を目的とした計画であり、広域の協議体としての機能を生かし、会員をはじめ公私にわたる関係機関・団体と協働で推進する方向を基本理念とし、その達成に向けて計画的な事業実施を目指します。

4 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5カ年とします。

5 基本理念（第8次計画の基本理念を継承）

住民参加と様々な主体の協働による誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進
～地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進～

6 推進の柱

基本理念の実現に向けて、次の4つの柱に基づく取り組みを推進します。また、事業を体系化し、計画的に取り組めます。

推進の柱の体系は別紙①「骨子体系図」、体系に位置づく事業は別紙②「体系に位置づく事業一覧」のとおりです。

I 地域での支えあいの推進

－ 1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進

民生委員・児童委員、市町村社協、社会福祉法人・施設など、多様な主体と連携・協働した活動を進めることで、市町村域における地域福祉活動を促進します。また、福祉教育の推進による若い世代への理解促進や、民生委員・児童委員や地区社協などの地域福祉の要となる担い手の確保に向けた協議を行い、地域福祉活動の充実に向けて、必要な方策の提案につなげます。

企業の社会貢献活動と連携する機会をつくり、地域福祉の推進主体を広げる活動を行います。

－ 2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進

認知症や障害があっても、誰もがその人らしく暮らすことを支える権利擁護の体制づくりを、成年後見利用促進基本計画（第2期）の動向を踏まえて、推進します。

生活に困窮する世帯への貸付事業や相談支援事業などを通じて、地域での自立した生活を支援します。

－ 3 災害時福祉支援活動の推進

平時より関係機関・団体との連携し、県社会福祉センターにおける災害時福祉的民間拠点の機能を発揮した取り組みを進めます。

II 福祉サービスの充実

－ 1 社会福祉法人・施設の活動促進

社会福祉法人の経営基盤の強化、地域公益活動の取り組みの促進など、複雑・多様化したニーズに対応する社会福祉法人・施設における専門性を活かした活動を支援します。また、福祉サービスの質向上に向けた第三者評価の取り組みを推進します。

－ 2 利用者の権利擁護

利用者が安心してサービスを利用できるよう、地域における権利擁護の体制づくりを推進するとともに、法人・施設における苦情相談体制づくりを推進します。

III 福祉人材確保・育成・定着の推進

－ 1 福祉人材の確保

少子高齢社会が進み、労働人口の減少が見込まれる中、福祉サービスの提供体制の確保に向けて、福祉人材の確保に関する取り組みを進めます。若い世代やセカンドキャリア、外国人などへの福祉の仕事の理解促進を通じた参入の促進を図ります。

－ 2 福祉事業従事者の育成

多様な背景のある人材の参入や小規模の事業所が増える中、社会福祉事業従事者育成に向けた現任研修体系を整備し、法人・事業所と連携し、利用者の生活を支えるための専門性の向上に取り組みます。

IV 県社協活動基盤の充実

－ 1 課題共有の促進と提言

社会的孤立、ポストコロナにおける生活困窮、地域福祉活動を含む福祉の担い手不足、外国人の高齢化や福祉の仕事への参入促進など、近年の社会的な課題に対して福祉現場から制度・施策の課題を集約し、提言します。また関係者と協働により、把握した課題に対する取り組みを進めます。

— 2 組織・活動基盤の整備

関係機関・団体との「連携・協働の場」としての機能を発揮できるよう、職員の専門性の向上などに取り組みます。

7 重点課題

計画期間において、政策提言活動等から把握された現場のニーズや社会的課題を踏まえ、「会員や関係者と総体的に取り組む課題」「社会情勢に応じた課題」として、横断的に取り組むテーマとして、次の3つの「重点課題」を設定し、事業間連携を図りながら事業を展開します。

— 1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進

市町村域において包括的な支援体制の整備が進むよう、市町村社協と社会福祉法人が連携した地域でのネットワークづくりを進めます。また、市町村社協による相談支援と地域づくりが一体的に展開できるよう、市町村社協と協働して取り組みます。

ともしび基金果実を活用し、ボランティア団体等との協働による取り組みや、企業の社会貢献活動とのつながりづくりなど、広域的な観点から多様な主体が協働する機会を作り、地域福祉活動を促進します。

これらの取り組みを通じて、多様な主体によるつながりを作ることで、市町村域における包括的な支援体制の整備を促進します。

— 2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実

生活困窮等により地域の中で孤立している生活のしづらさ、生きづらさを抱えた人々を確実に支援につなげるため、町村域における自立相談支援のネットワーク構築や、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を踏まえた特例貸付の借受者に対するフォローアップ支援を市町村社協と協働して取り組みます。

また、ケアラー等とその家族を地域で支えるために、支援ネットワークを広げ、地域での生活支援の充実を図ります。

加えて、身寄りのない人や親族に頼れない方が最後まで尊厳を持って地域で暮らすことができるよう、身元保証・終活支援の取り組みを、市町村社協と連携して進めます。

— 3 福祉サービスを支える人材の確保

少子高齢化の進展や人口減少に伴う福祉人材の不足が社会的な課題となる中、法人・事業所と連携し、人材確保に向けた取り組みを着実に進めます。また、セカンドキャリアや外国人などの様々な人材の参入促進がなされるよう、福祉の仕事に対する理解促進を図ります。

8 計画の進行管理

会員や関係者が参画する計画推進委員会を設置し、本計画を着実に推進します。

9 神奈川県、神奈川県共同募金会との連携の促進

(1) 神奈川県地域福祉支援計画との連携・協働

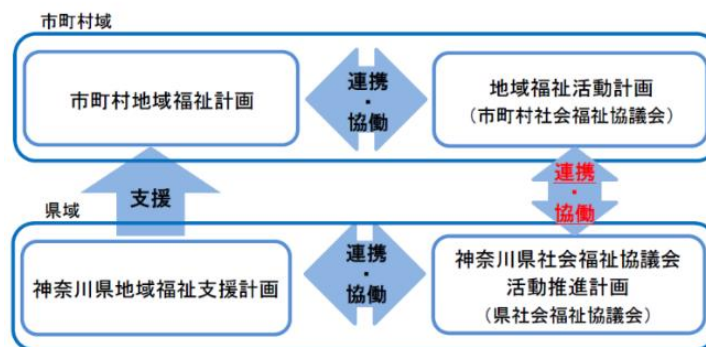
地域福祉を進める上での基盤整備や、各福祉関連計画との調整を求めるとともに、計画の推進において、情報共有の場を持ち、連携して事業を進めます。

神奈川県地域福祉支援計画〔第5期 令和5～8年度〕の概要（以下、計画より抜粋）

1 社会福祉協議会との連携・連携

- ・社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを生かしながら、県・市町村と連携・連携していくことが期待される。
- ・神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものとする。

地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



2 県地域福祉支援計画の重点事項

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

(2) 共同募金運動との連携・協働

寄付を通じた住民参加と社会福祉への理解を進め、民間資金を確保する共同募金運動は、地域福祉の向上と関連性が強く、県共同募金会と連携・協働しながら、活動推進計画の推進を図ります。

- ・民間の計画である地域福祉活動計画は、地域住民や関係者（地域住民等）の合意に基づき多様な住民活動・福祉活動の創出や展開が盛り込まれる。計画の策定・見直し時には、多様な活動の資金調達（ファンドレイジング）手法の一つとして、共同募金を積極的に計画に位置づけ、共同募金運動そのものが活性化するように留意いただきたい。

「令和4年度赤い羽根共同募金運動の実施について」（全社協、令和4年9月2日）別紙「令和4年度赤い羽根共同募金運動にかかる社協の取り組み」より抜粋

10 SDGs

2030 年までの達成目標として国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）にある、誰一人取り残さない、持続的、包摂的な社会の実現は、本計画が目指す「誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進」ともつながるものです。本計画の着実な実施により、SDGs の目標達成に貢献します。



11 神奈川県社会福祉協議会の機能

県社会福祉協議会の 12 の機能

- ①地域福祉活動・社会福祉事業の連絡調整、支援を図る「連携・協働の場（プラットフォーム）」
- ②住民（ボランティア、セルフヘルプグループ・企業等を含む）の地域福祉活動への参加促進
- ③地域における総合相談・生活支援の仕組みづくりの推進
- ④社会福祉法人・福祉施設の地域での公益的な活動の促進
- ⑤社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理への支援
- ⑥福祉サービスの質の向上への取り組みの推進
- ⑦広域性・専門性を生かした権利擁護の推進、福祉サービス利用援助の実施
- ⑧広域的に対応が必要な、先導的な社会福祉活動・事業の実施。市町村域での展開に向けた普及・調整
- ⑨県とのパートナーシップ（公私協働）
- ⑩福祉人材の確保・定着・育成の促進
- ⑪情報集約・発信、普及啓発、調査・研究、政策提言・ソーシャルアクション
- ⑫市町村社協、種別協議会等と連携した、災害福祉支援ネットワークの構築

【参考資料】「都道府県社会福祉協議会の活動方針」、全社協、平成 24 年／「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針（追加方針）」、全社協、平成 25 年／「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針に関する重点事業の展開方策」、全社協、平成 26 年／「全社協 福祉ビジョン 2020」、全社協

神奈川県社会福祉センター 4 つの拠点機能

- ①福祉関係団体の連絡調整・交流拠点
- ②福祉・介護・保育人材の養成・育成拠点
- ③情報発信の拠点
- ④災害時における福祉的支援の民間拠点

【参考資料】「神奈川県社会福祉センター（仮称）に関する覚書」、県・県社協、平成 28 年度／「活動推進計画（令和 3～5 年度）」、県社協、令和 3 年度